

## 第1章 総則

### 第11条 提出書類

4 受注者は、農林水産部が所掌する農業農村整備事業における業務については、契約時又は変更時において、委託料が 200 万円以上の業務について、当初契約時、登録内容の変更時、業務完了時において、当初契約時は契約締結後、15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 15 日（休日等を除く）以内に、業務完了時は完了後 15 日（休日等を除く）以内に、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務カルテの登録を申請しなければならない。ただし、変更時と完了時の間が、15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の申請を省略できるものとする。

なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとする）。

## 第2章 工損調査等業務の基本的処理方法

### 第15条 業務計画書

3 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務組織計画
- (4) 打合せ計画
- (5) 成果物の品質を確保するための計画

## 第1章 総則

### 第11条 提出書類

4 受注者は、農林水産部が所掌する農業農村整備事業における業務については、契約時又は変更時において、委託料が 100 万円以上の業務について、当初契約時、登録内容の変更時、業務完了時において、当初契約時は契約締結後、15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 15 日（休日等を除く）以内に、業務完了時は完了後 15 日（休日等を除く）以内に、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務カルテの登録を申請しなければならない。ただし、変更時と完了時の間が、15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の申請を省略できるものとする。

なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとする）。

## 第2章 工損調査等業務の基本的処理方法

### 第15条 業務計画書

3 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務組織計画
- (4) 打合せ計画
- (5) 成果物の品質を確保するための計画

- (6) 成果物の内容、部数
- (7) 使用する主な図書及び基準
- (8) 連絡体制(緊急時含む)
- (9) 使用する主な機器
- (10) 安全管理
- (11) その他

なお、当初の委託料が 300 万円未満の業務については、監督員が指示する場合を除き、業務計画書を簡易版とすることができる。簡易版は上記事項のうち、(1)、(2)、(4)、(5)、(6)を省略できるものとする。

受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。

(8) 連絡体制(緊急時含む)には、再委託先との連絡体制も含めるものとする。

(11) その他には、第 38 条個人情報の取扱い、第 39 条安全等の確保及び第 42 条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。

#### 第 41 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

- 2 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前にその理由を監督員に連絡しなければならない。ただし、現道上の作業については書面により提出しなければならない。

- (6) 成果物の内容、部数
- (7) 使用する主な図書及び基準
- (8) 連絡体制(緊急時含む)
- (9) 使用する主な機器
- (10) 安全管理
- (11) その他

なお、当初の委託料が 300 万円未満の業務については、監督員が指示する場合を除き、業務計画書を簡易版とすることができる。簡易版は上記事項のうち、(1)、(2)、(4)、(5)、(6)を省略できるものとする。

受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。

(11) その他には、第 38 条個人情報の取扱い、第 39 条安全等の確保及び第 42 条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。

#### 第 41 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

- 2 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。